平成２３年（フ）第９３５８号
東京都港区西麻布４丁目11番９号
破産者　株式会社ふせき
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３５９号
埼玉県越谷市大沢２丁目２―22―201
破産者　渡邉　洋子
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３６０号
埼玉県越谷市大沢２丁目２―22―201
破産者　渡邉富三郎
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４０３号
東京都目黒区碑文谷３丁目12―５―Ｂ２
破産者　大神　俊一
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４２０号
東京都板橋区赤塚６丁目35―21―103、開始決定時の住所東京都板橋区赤塚６丁目35―21―203
破産者　堀川　純子
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４３４号
埼玉県和光市丸山台２丁目９―４―203
破産者　早川　秀明
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４５６号
千葉県鎌ケ谷市南初富１丁目15―16
破産者　沖田　雅央
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５１９号
東京都練馬区南田中４丁目２―14―201
破産者　須藤　安洋
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５３９号
東京都杉並区今川２丁目２―４
破産者　保坂登志子
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５４０号
東京都杉並区今川２丁目２―４
破産者　保坂　賢治
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５４１号
東京都杉並区今川２丁目２―４
破産者　保坂　行彦
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６０６号
東京都青梅市河辺町４丁目14番地の８　プチエレガンス河辺101
破産者　有限会社旭石材
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６５２号
東京都文京区湯島３丁目22―10―201
破産者　觀堂　規明
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６７０号
神奈川県横浜市港北区日吉本町１丁目２番13号　望月ビル２階
破産者　有限会社リリーベルカップ
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６７１号
神奈川県横浜市港北区新吉田東３丁目１―14―401
破産者　藤田　園恵
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６７３号
神奈川県横浜市港北区新吉田東３丁目１―14―401
破産者　藤田　忠正
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６７４号
神奈川県横浜市港北区日吉７丁目13―17―307
破産者　藤田　　玲
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６７８号
東京都江戸川区中葛西８丁目21―14―502
破産者　藤田　哲也
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８２３号
東京都世田谷区松原２丁目38番９―508号
破産者　有限会社オフィスロッキーコム
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８２４号
東京都杉並区下高井戸１丁目１―13―406
破産者　岩本　康宏
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８２８号
東京都豊島区池袋本町１丁目16―４
破産者　光永　ヨイ
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９６２号
東京都練馬区上石神井２丁目31―34―205
破産者　中山　雅之
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００３７号
埼玉県久喜市栗原２丁目８―50　澤田方
破産者　渡邉　卓美
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部